

登米祝祭劇場 1月のイベント情報

開催日	内容	問い合わせ
16 ㊥	<p>● 齋藤寛パーカッションワークショップ ～世界の打楽器を体験しよう!～</p> <p>【開始】午前10時15分 【会場】小ホール 【対象】登米市または近隣の小学生 【定員】先着40人 【参加料】無料(要申し込み)</p>	登米祝祭劇場 ☎ 0220(22)0111

※1月の休館日は1～4日、12日、18日、25日です
※ホールの入場者数を制限しています

登米祝祭劇場からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが変更・中止となる場合があります。

【注意事項】

- ① クラスタ対策のため、氏名・住所・連絡先の記載
- ② 大・小ホールや練習室の利用人数の制限
- ③ うがい、手洗い、消毒、マスク着用、換気の励行

に協力をお願いします。

【問い合わせ】
佐沼警察署
☎ 0220(22)2121
登米警察署
☎ 0220(52)2121

**米山駐在所
建て替え工事について**

12月から3月まで米山駐在所の老朽化に伴う建て替え工事を行っています。

工事期間中の米山駐在所の業務は、吉田駐在所を拠点とします。

【工事期間】12～3月
【問い合わせ】佐沼警察署
☎ 0220(22)2121

**伐採した木を
無償で提供します**

県東部土木事務所登米地域事務所では、支障木伐採業務に伴い伐採した木(クルミ、柳などの雑木)を有効に活用してもらうため、無償で提供します。

【提供場所】登米市津山町横山字本町(津山公民館付近)、栗原市若柳南下大目前(国道

平成19年から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」いわゆる「鳥獣



**安全安心を願い
決意新たに初式を開催**

市民の安全・安心を願い、令和3年登米市消防団出初式を開催します。

式は、新型コロナウイルス感染症対策として、式典のみ実施します。入場は関係者に限らせていただきます。

【日時】1月10日(日)午前9時30分～10時10分
【会場】登米祝祭劇場大ホール
【問い合わせ】消防本部警防課(消防団係)
☎ 0220(22)1901



保護管理法により、トラバサミの使用は禁止されています。違反した場合は、懲役もしくは罰金に処せられます。

人やペット、野生鳥獣などにけがを負わせないため、危険なトラバサミの使用はやめください。

■ **トラバサミについて**

トラバサミとは、動物の身体の一部を挟む狩猟用のわなですが、野生の動物や人などを無差別に捕まえて大怪我を負わせる危険性もあります。

鳥獣を捕獲する方法として、網、わな、銃による猟法があり、トラバサミは「わな」に該当します。誤って目的と違う動物や人が挟まれてしまった場合、その生命または身体に重大な危害を及ぼす恐れがあることから、特別な理由・目的により許可された場合を除き、トラバサミの使用は禁止されています。

次の3点を全て満たし、野

ねんきんだより

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料は、口座振替で納付することができます。

口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなくなり、とても便利です。また、当月分保険料を当月末に振替納付することで、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」「1年前納」や「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替を希望する場合は、納付書か年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参し、希望の金融機関または年金事務所へ申し出てください。

【問い合わせ】
古川年金事務所
☎ 0229(23)1200
市民生活部国保年金課(年金医療係)
☎ 0220(58)2166

生鳥獣の捕獲を目的として県や市町村などの許可を得た場合に、トラバサミの使用が認められます。

① 安全の確保および鳥獣の保護の観点から他の方法では目的が達成できないやむを得ない理由がある
② 人の生命または身体に害を及ぼす恐れがなく、
③ のこぎり状の歯がなく、開いた状態が内径最大長12センチを超えないものであり、衝撃緩衝危惧を装着した構造で、重大な危害を及ぼす恐れがないと認められる

【問い合わせ】産業経済部農林振興課(農村環境係)
☎ 0220(34)2709

**年末年始特別警戒
取り締まりを実施中**

年末年始は、各種犯罪や交通事故、火災の発生が増えます。より安全安心な町づくりを進めるため、関係機関や団体と連携して警戒を強化します。

年末年始特別警戒と併せて、特殊詐欺被害防止や飲酒運転根絶、交通死亡事故抑止活動も実施。「みんなであつくる安心な登米市」を合言葉に、犯罪が起こりにくい町づくり

**固定資産税
償却資産申告書の
提出はお早めに**

令和3年度償却資産の申告時期が近づいてきました。賦課期日(令和3年1月1日)現在、事業で使用する償却資産を所有している個人・事業所の皆さんは、2月1日(月)までに申告書を提出してください。

課税対象となる償却資産は、土地・家屋以外の事業で使用される資産(構築物、機械・装置、運搬具、工具、器具・備品、太陽光発電設備など)です。早めの提出をお願いします。

【提出先・問い合わせ】
▶ 総務部税務課(固定資産税係)
☎ 0220(22)2163
▶ 各総合支所市民課

398号沿い)

【提供量】約100立方メートル
【申込期限】2月26日(金)
【受渡期間】1月13日(水)～3月26日(金)午前9時～午後5時

※詳細は県ホームページをご覧ください

【申し込み・問い合わせ】県東部土木事務所登米地域事務所(河川砂防第一班)
☎ 0222(299)8841

**事業場で働く労働者の
最低賃金を改正**

県内の事業場で働く全ての労働者に適用される宮城県最低賃金が、次のとおり改正されました。また、特定の業種の労働者は、特定最低賃金が適用されます。

【宮城県最低賃金(時間額)】
825円

【特定最低賃金(時間額)】
① 鉄鋼業 925円
② 電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業 864円
③ 自動車小売業 891円

【問い合わせ】宮城労働局賃金室
☎ 0222(299)8841

人と環境への新しい優しさを目指して
お気軽にご相談下さい

株式会社 清建
TEL.0220-22-7085 FAX.0220-22-7658

環境プロバイタ
TEL.0220-22-9430 FAX.0220-21-1535

株式会社 清建物流
TEL.0220-22-9430 FAX.0220-21-1535

株式会社 リースキン宮城
TEL.0220-22-3431 FAX.0220-22-3495

**はさま看護婦・家政婦紹介所
すずらん託児室・保育園**
TEL.0220-22-8064 FAX.0220-23-2728

株式会社 刺蒸くまがい
中田中学校通り 0220-34-5002

株式会社 誠香社
葬儀からご法要までの一環システム
登米市内ホールは5ヶ所ございます。(お選びいただけます)
24時間受付 0220-34-4856(代表)